

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和元年6月12日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800115号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900003号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成11年9月1日に、喪失年月日を同年9月17日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

平成11年9月1日から同年9月17日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成11年9月1日から同年9月17日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成11年2月1日から同年8月30日まで
② 平成11年9月1日から平成13年9月1日まで

請求期間①について、B市C町のA'事業所に手伝いで勤務し、建築部門に所属していた。また、請求期間②については、同事業所において社員となり建築部に所属していたが、年金記録では、請求期間①及び②に係る厚生年金保険の加入記録がない。

私が所持する平成11年9月分の給与明細書において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、請求期間①及び②を同保険の被保険者として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②のうち、平成11年9月1日から同年9月16日までの期間について、請求者から提出された平成11年9月分給与明細書(以下「給与明細書」という。)、現在の代表取締役及び当時の代表取締役並びに複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、当該期間においてA事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成11年9月の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び日本年金機構の回答により、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る平成11年9月1日から同年9月17日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成11年9月1日から同月17日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得届及び喪失届を社会保険事務所(当時)に提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かを確認できる資料がなく、不明である旨回答しているが、平成11年9月1日から同年9月17日までの期間において、仮に事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、そ

の後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成11年9月1日から同年9月17日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①及び請求期間②のうち平成11年9月17日から平成13年9月1日までの期間（以下「当該請求期間」という。）について、請求者は給与明細書等の関連資料を所持していない上、請求者に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、現在の代表取締役及び当時の代表取締役は、いずれも当時の資料がなく、請求者が勤務していたか不明である旨回答している上、請求者がA事業所を紹介してくれたとして名前を挙げた者は、請求者をアルバイトとして同事業所に紹介したがこれ以外のことについては分からない旨回答していることから、請求者の当該請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

さらに、A事業所に係るオンライン記録によると、請求者が姓のみを記憶する同職種の同僚3人のうち1人と同姓の者が、当該請求期間について厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらない上、同記録により、残りの二人と同姓かつ同年代で、当該請求期間において同保険の被保険者記録が確認できる5人及び当該請求期間中に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる26人の合計31人に照会し10人から回答を得られたが、いずれの者からも、請求者の当該請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び陳述は得られなかった。

加えて、D健康保険組合は、請求者が平成7年8月1日から平成11年10月1日までの期間について当組合に加入していた旨回答しており、E市から提出された請求者に係る国保資格世帯照会によると、請求者は平成11年10月1日から平成28年5月1日までの期間において国民健康保険に加入していたことが確認できる上、当該請求期間について、A事業所に係るオンライン記録に請求者の名前はなく、整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の当該請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800102号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900004号

第1 結論

請求期間②について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成8年9月30日から同年10月1日に訂正し、平成8年9月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成8年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成8年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成8年4月1日から同年9月30日まで
② 平成8年9月30日から同年10月1日まで

請求期間①について、年金記録によると、A事業所に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与額と相違している。労働契約書兼雇入通知書の写し及び労働者名簿の写し並びに給料支払明細書の写しを提出するので、標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、同事業所には平成8年9月末日まで勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録では資格喪失日が平成8年9月30日となっているので、正しい資格喪失日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、請求者から提出された平成8年9月分の給料支払明細書、請求者がA事業所で厚生年金保険の資格を喪失した後に、継続して勤務していたとするB事業所において経理事務を担当しA事業所の事情を知る者の陳述及び請求者と同様にB事業所において厚生年金保険の資格を再取得している複数の同僚の回答から判断すると、A事業所は、請求期間②において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしており、請求者は、同事業所において平成8年9月30日まで継続して勤務し、平成8年9月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②の標準報酬月額については、請求者のA事業所における平成8年8月の厚生年金保険の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、平成8年9月30日から同年10月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、当時の資料がないため不明と回答しているところ、平成8年9月30日から同年10月1日までの期間において、A事業所は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険適用事業所全喪届が提出されていたと認められることから、社会保険事務所は、請求者の平成8年9月30日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①について、請求者から提出された労働契約書兼雇入通知書の写し及び労働者名簿の写し並びに平成7年7月分から平成8年8月分の給与支払明細書から、A事業所の厚生年金保険料控除方法は翌月控除であり、請求者は、請求期間①において、平成8年6月分を除き、オンライン記録で確認できる標準報酬月額20万円より高い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、請求者は、平成7年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、請求期間①については、資格取得時に決定された標準報酬月額20万円が適用される。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①については、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、記録の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 1800116 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 1900002 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 32 年 9 月 1 日から昭和 34 年 5 月 1 日まで
年金記録によると、A 事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和 34 年 5 月 1 日となっているが、同事業所には昭和 31 年 4 月から勤務していた。年金事務所で調べてもらったところ、同事業所は昭和 32 年 9 月 1 日に同保険の適用事業所となっていることが分かったので、私も同日から厚生年金保険に加入していたはずである。
請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された B 技能者手帳の記載内容及び同手帳を交付した C 団体の回答並びに請求者の勤務状況に関する具体的な陳述から判断すると、請求者は、請求期間において、A 事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所は、商業・法人登記簿謄本によると、平成 15 年 8 月 31 日に解散しており、オンライン記録によると、平成 15 年 9 月 1 日に適用事業所でなくなっていることが確認できる上、請求期間当時の代表取締役及び解散時の代表取締役はいずれも死亡していることから、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所の解散時の代表取締役の妻で、解散時に取締役となっていた者に照会を行ったものの、「請求期間当時の資料がないため、当時のことは何も分からない。」と回答している。

さらに、請求者は、請求期間当時の同職種の同僚 4 人の名前を挙げているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、当該同僚 4 人のうち 1 人について、請求者が記憶する当該同僚の入所時期から、約 6 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、請求期間当時の当該事業所における厚生年金保険の適用状況が不明である上、被保険者名簿により、請求期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は、いずれも生存及び所在が確認できないことから、請求者の請求内容を確認できる関連資料や陳述を得ることができない。

加えて、上述のほか、請求期間当時の当該事業所における厚生年金保険の取扱いについて照会を行うことができる関係者は見当たらず、また、請求者も、請求期間における厚生年金保険の加入及び同保険料控除に関する具体的な記憶はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。